

福用協 第40号

令和8年9月2日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会会員各位  
(福祉用具貸与事業者・レンタル卸を行っている事業者)

一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 岩元文雄

福祉用具貸与事業者とレンタル卸事業者の適切な役割分担について（注意喚起）

平素より当協会事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、福祉用具貸与事業における業務委託の運用に関し、福祉用具貸与事業者の運営基準に違反する事例の情報が当協会に寄せられております。同様の事例に対し、集団指導や、厚生労働省からも講演等の機会を通じて注意喚起がなされており、各自治体においても、適正なサービス提供及び法令遵守の観点から注視していることを当協会として認識しております。

福祉用具貸与事業は介護保険法に基づく指定居宅サービスであり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第199条及び第199条の2において、福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成、利用者への説明・同意、モニタリング、記録、介護支援専門員への報告及び必要な計画変更等が規定されています。これらの業務は、福祉用具貸与事業者及び福祉用具専門相談員が主体的に実施し、その責任を負うべきものであります。

つきましては、委託業務の範囲及び役割分担について改めてご確認いただき、具体的な業務運用や委託契約の内容につきましては、各事業者が運営基準及び契約関係を踏まえ、それぞれの責任と判断において適切なご対応をお願いします。又、今回の注意喚起の趣旨をご理解いただき、福祉用具貸与事業者とレンタル卸を行っている事業者がそれぞれの役割を適切に果たし、利用者に対する質の高いサービス提供と法令遵守の徹底に向けた取組にご協力いただくようお願いします。

以上

【法令】「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」について

第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 五 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 八 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

九 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(平一八厚労令三三・平一八厚労令七九・平二〇厚労令一三五・平二四厚労令三〇・平三〇厚労令四・令六厚労令一六・一部改正)

(福祉用具貸与計画の作成)

第百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(平二四厚労令三〇・追加、平三〇厚労令四・令六厚労令一六・一部改正)

#### 【別紙】

令和6年度老人保健推進費等補助金事業

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

「福祉用具サービスの適切な PDCA の実現に向けた調査研究事業 報告書」抜粋